

2023年2月6日
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

政府保証債発行要項についてのお知らせ

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）（東京都千代田区、代表取締役社長：武貞達彦）は、下記のとおり政府保証債の発行について、お知らせいたします。

記

払込期日 : 令和 5 年 2 月 15 日
償 還 日 : 令和 15 年 2 月 15 日
払込金額 : 額面 100 円につき金 100 円
債券総額 : 金 50 億円
利 率 : 年 0.695 パーセント

その他、詳細については次頁の「発行要項」をご覧ください。

以上

(問い合わせ先)	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 財務・監査室 村松・吉田 TEL : 03-5293-6700
----------	---

政府保証第1回株式会社海外交通・都市開発事業支援機構債券

発 行 要 項

- | | |
|--|--|
| <p>1. 債券の名称 政府保証第1回株式会社海外交通・都市開発事業支援機構債券</p> <p>2. 債券の総額 金50億円</p> <p>3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本機構債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>4. 各機構債券の金額 10万円</p> <p>5. 利率 年0.695パーセント</p> <p>6. 払込金額 額面100円につき金100円</p> <p>7. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>8. 償還の方法及び期限
 (1)本機構債券の元金は、令和15年2月15日にその全額を償還する。
 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 (3)買入消却は、いつでもすることができる。</p> <p>9. 利息支払の方法及び期限
 (1)利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、毎年2月15日及び8月15日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 (3)償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>10. 元利金支払保証 本機構債券総額50億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。</p> <p>11. 申込期日 令和5年2月6日</p> <p>12. 割当ての方法 応募超過の場合は、本要項第15号の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜割当額を定める。</p> <p>13. 払込期日 令和5年2月15日</p> <p>14. 社債管理者 株式会社みずほ銀行
 本機構債券の社債管理者は、本機構債券の債権者のために、弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> | <p>15. 引受並びに募集の取扱者
 株式会社みずほ銀行（代表）
 株式会社三菱UFJ銀行
 株式会社三井住友銀行
 株式会社りそな銀行
 株式会社SBI新生銀行
 株式会社埼玉りそな銀行
 株式会社あおぞら銀行
 株式会社広島銀行
 株式会社横浜銀行
 株式会社静岡銀行
 株式会社足利銀行
 株式会社山口銀行
 株式会社北陸銀行
 株式会社常陽銀行
 株式会社千葉銀行
 株式会社福岡銀行
 株式会社百五銀行
 三菱UFJ信託銀行株式会社
 三井住友信託銀行株式会社
 株式会社栃木銀行
 株式会社京葉銀行
 株式会社東日本銀行
 信金中央金庫
 城南信用金庫
 農林中央金庫
 野村證券株式会社
 大和証券株式会社
 SMBC日興証券株式会社
 みずほ証券株式会社
 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</p> <p>16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構</p> |
|--|--|